

防火対象物 定期点検報告

点検報告をしてください!

1年に1回必要です



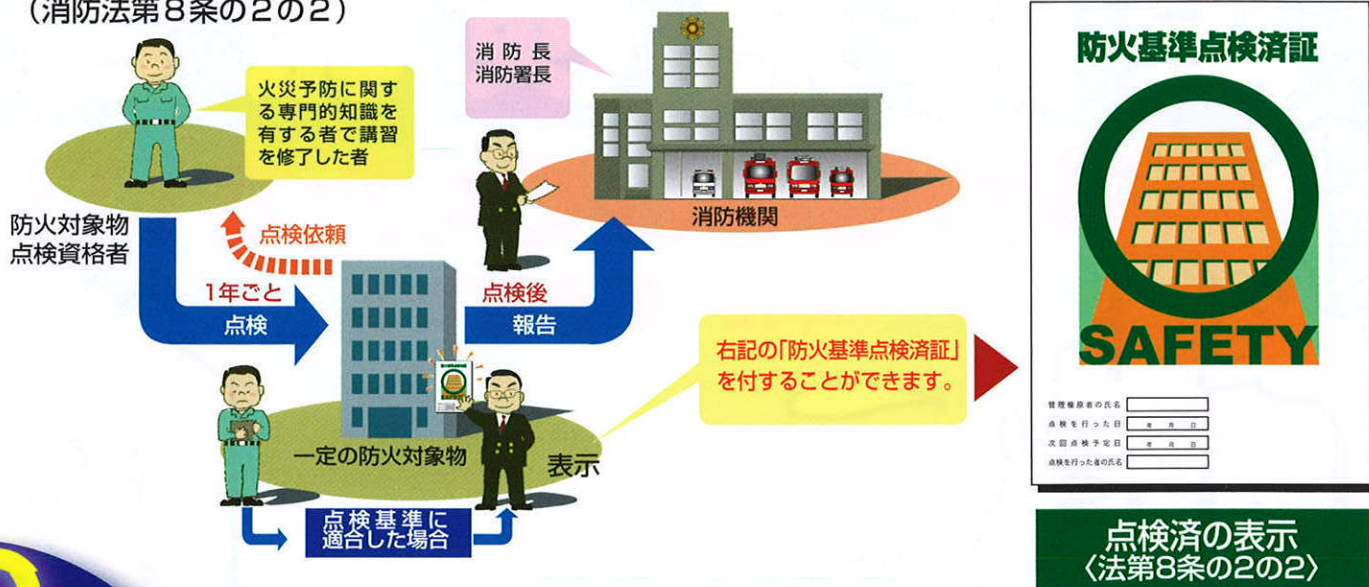
点検報告をしなかった者には、30万円以下の罰金又は拘留が、その法人に対しては、30万円以下の罰金が科されることがあります。

総務省消防庁・違反是正支援センター

防火対象物定期点検報告

一定の防火対象物の管理について権原を有する者は、防火対象物点検資格者に防火管理上必要な業務等について点検させ、その結果を消防長又は消防署長に報告することが義務づけられています。

(消防法第8条の2の2)



防火基準点検済証



管理権原者の氏名
点検を行った日
次回点検予定日
点検を行った者の氏名

点検済の表示
(法第8条の2の2)

Q &

点検対象となる建物は？

A 収容人員が300人以上の特定用途部分が存する防火対象物

百貨店、遊技場、映画館、病院、老人福祉施設等

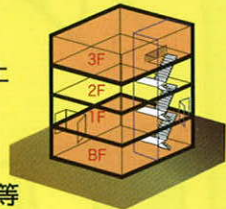


収容人員が30人以上 300人未満の防火対象物

次の要件に該当するもの

1. 特定用途部分が地階又は3階以上に存するもの（避難階は除く）
2. 階段が二以上設けられていないもの

小規模雑居ビル等



Q &

管理について権原を有する者はどのようなことをするの？

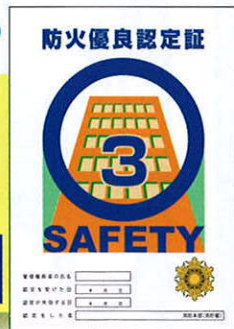
- A**
- 1 防火対象物点検資格者に防火管理上必要な業務等が基準に適合しているかどうかを点検させ、その結果を消防長又は消防署長へ報告します。
 - 2 点検の結果を防火管理維持台帳に記録し、保存します。

Q &

点検報告は必ず行わなければならないの？

A 点検報告を行わないと違反になりますが、消防機関に申請してその検査を受け、一定期間継続して消防法令を遵守していると認められた場合、その旨の表示を付することができるとともに、点検報告の義務が3年間免除されます。
(消防法第8条の2の3)

特例認定の表示
(法第8条の2の3)



不明な点は、お近くの消防署までお問い合わせください。

違反是正支援センター

〒105-0001

東京都港区虎ノ門2-9-16日本消防会館
財団法人日本消防設備安全センター内